

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱

(目的)

第1条 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本構想及び基本計画の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まちづくりビジョンに関すること。
- (2) シビックコア周辺地区の土地及び施設の有効利用に関すること。

(組織)

第3条 意見交換会の委員は、40人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町総代
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 意見交換会は、前条に掲げる事項について意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から意見交換会が所掌する事務を完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 意見交換会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 意見交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 意見交換会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 意見交換会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。